**学校・教職員のための法令等に基づく「いじめ対応確認シート」**

静岡県・静岡県教育委員会

|  |  |
| --- | --- |
| **氏名** |  |

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「県基本方針」）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）等に基づく、次の⑴～⒂のいじめ対応について、正しい場合は「○」、誤りの場合は「×」を付けてください。また、実施後は、解答・解説を確認し、理解を深めてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **内容** | **回答** |
| ⑴ | 学校及び教職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する必要がある。 |  |
| ⑵ | 法第13条に基づき各学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制についても決めておくなど、いわば「行動計画」として策定する必要がある。 |  |
| ⑶ | 「学校基本方針」は、当該学校の教職員が理解していればよいので、ホームページで公開したり、児童生徒や保護者に対して説明したりする必要はない。 |  |
| ⑷ | いじめの問題を特定の教職員で抱え込まずに対応するために、各学校には「学校いじめ対策組織」等の名称の校内組織（以下「対策組織」）を設置することが義務付けられている。 |  |
| ⑸ | 法において「いじめ」とは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。学校や教職員はこの定義に基づき、積極的にいじめを認知することが求められている。 |  |
| ⑹ | いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。 |  |
| ⑺ | 学校は、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査（アンケート等）を実施する必要がある。 |  |
| ⑻ | いじめの相談を受けた際、まずは自分ひとりで関係児童生徒への聞き取りを行い、状況を整理した上で対策組織に報告する。 |  |
| ⑼ | いじめの相談を受けた際、自らの経験上いじめではないと判断できる場合は、わざわざ対策組織に報告する必要はない。 |  |
| ⑽ | いじめの相談を受けた際、話を聴いているうちに被害児童生徒が「もう大丈夫です」と言った場合は、わざわざ対策組織に報告する必要はない。 |  |
| ⑾ | いじめの相談を受けた際、対策組織に報告を行わないことは法に違反し得る行為である。 |  |
| ⑿ | 対策組織を開催した際には、確実に議事録を作成し、記録を保存する必要がある。 |  |
| ⒀ | いじめは、加害児童生徒の謝罪をもって「解消」とする。 |  |
| ⒁ | いじめの重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法第28条第１項第１号）（以下「生命心身財産重大事態」）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）（以下「不登校重大事態」）とされており、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、県立学校は県教育委員会に、市町立学校は市町教育委員会に、私立学校は静岡県知事に報告し、調査を開始する必要がある。また、「疑い」が生じた段階に加え、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときにも重大事態が発生したものとして、同様に対応する必要がある。 |  |
| ⒂ | いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要がある。 |  |